

## 第3章 水質汚濁対策

### 第1節 法律、条例による規制

#### 第1 規制の概要

##### 1 排水基準の強化

工場・事業場の排水規制については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び府公害防止条例に基づき排出規制を行ってきたところであるが、昭和48年9月に策定された環境管理計画に示す水質汚濁負荷量の削減目標及び昭和48年11月に施行された瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）に基づく汚濁負荷量の削減目標を達成するため、昭和49年10月、上乘せ条例に定める上乘せ排水基準及び府公害防止条例に定める污水に係る排出基準を全面的に改正、強化したところである。

改正内容の概要は、①浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質についても規制強化の対象とし、②全水域に化学的酸素要求量と生物化学的酸素要求量の規制を行い、③環境管理計画に示されている各水域の昭和51年度許容汚濁負荷量を配慮して府下を4水域に分けて基準を設定し、④業種別及び排水量階層別に排水基準を設定し、特に排水量が多くなるほど基準値を強化した。⑤更に海水を多量に取水使用している工場には別途に厳しい基準を設定するとともに、⑥従来、規制対象外とされていた排水量30m<sup>3</sup>/日以上50m<sup>3</sup>/日未満の工場・事業場も規制の対象としたこと等である。

##### 2 規制権限の委任

水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく工場・事業場に対する規制の権限は、既に、昭和49年5月までに大阪市、堺市、東大阪市、豊中市、吹田市、高槻市及び八尾市に委任されていたが、昭和50年5月から新たに枚方市に対しても水質汚濁防止法に基づく規制権限が委任されたことに伴い、府公害防止条例に基づく規制権限についても委任し、規制の実効を期すこととした。なお、瀬戸内海法に基づく許可権限は大阪市のみに委任されている。

## 第2 瀬戸内海法等に基づく施設設置の許可及び施設設置の現況

### 1 施設設置の許可状況

瀬戸内海法の施行に伴い、大阪府域の公共用水域に排出水を排出する最大排水量50m<sup>3</sup>/日以上上の工場・事業場に係る特定施設の新・増設は許可制となっている(同法第5条)。特に同法に基づく許可申請書には、その施設設置によって環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を添付すべきものとされている。

昭和50年度における瀬戸内海法、水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく特定(届出)施設の許可、届出件数は表3-3-1、表3-3-2及び表3-3-3のとおりである。

### 2 施設設置の現況

瀬戸内海法、水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく許可及び届出工場・事業場は、昭和51年3月31日現在で4,551工場であり、これを水域別及び業種別にまとめると表3-3-4、表3-3-5、表3-3-6及び表3-3-7のとおりである。

表3-3-1 瀬戸内海法に基づく許可及び届出件数(昭和50年度)

種 別	府・市		
	大 阪 府	大 阪 市	合 計
設 置 許 可	60	0	60
使 用 届 出	39	0	39
構 造 変 更 許 可	106	4	110
構 造 変 更 届 出	0	0	0
氏 名 変 更 届 出	49	7	56
汚 染 状 態 変 更 届 出	14	1	15
廃 止 届 出	50	5	55
承 継 届 出	7	1	8
鉦 山 等 使 用 届 出	0	0	0
合 計	325	18	343

表3-3-2 水質汚濁防止法に基づく届出件数(昭和50年度)

種 別	府・市									
	大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 計
設 置 届 出	121	1	24	33	13	4	14	47	8	265
使 用 届 出	368	4	79	15	6	2	13	57	9	553
構 造 変 更 届 出	62	15	38	21	4	1	4	17	6	168
氏 名 変 更 届 出	25	0	9	5	2	3	4	6	2	56
廃 止 届 出	47	2	16	10	6	1	4	2	1	89
承 継 届 出	10	0	0	0	0	0	1	0	0	11
合 計	633	22	166	84	31	11	40	129	26	1,142

表3-3-3 府公害防止条例に基づく許可及び届出件数(昭和50年度)

種 別	府・市									
	大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 計
設 置 届 出	138	1	38	58	2	5	18	57	6	323
使 用 届 出	107	4	37	24	2	0	13	64	7	258
構 造 変 更 届 出	137	20	81	37	2	9	18	34	18	356
氏 名 変 更 届 出	54	7	21	12	0	5	13	12	7	131
廃 止 届 出	74	6	28	12	1	5	18	6	9	159
承 継 届 出	15	1	0	0	0	0	3	3	2	24
事 故 届 出	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
事 故 完 了 届 出	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
設 置 許 可	30	0	0	0	0	0	7	0	13	50
合 計	557	39	205	143	7	24	90	176	62	1,303

表3-3-4 法律、条例の対象工場数

(昭和51年3月31日現在)

区分	水城淀		川	神崎川 (上流)	神崎川 (下流)	淀屋川	大阪市内河	大和川 (上流)	大和川 (下流)	川泉 (上水源)	泉 (一般)	泉 (臨海)	計
	用	通											
大阪府	13	33	44	107	23	13	158	20	506				
戸	13	32	42	104	23	12	154	20	491				
内	70	1	115	158	14		95	29	503				
海	64	1	114	158	14		93	29	494				
法	83	34	159	265	37	13	253	49	1,009				
計	77	33	156	262	37	12	247	49	985				
大阪府	48	111	103	283	33	74	606	12	1,529				
汚	9	2	12	52	9	11	90	5	288				
濁	164	1	236	604	59		317	22	1,416				
防	13	35	123	10	6		31	3	221				
止	212	112	339	887	92	74	923	34	2,945				
計	22	2	47	175	15	11	121	8	509				
大阪府	16	22	29	60	15	31	86	16	345				
府	2	1	13	15	2		7	4	66				
公	44		61	87	7		23	17	252				
塞	14		12	19	2		2	10	68				
防	60	22	90	147	22	31	109	33	597				
止	16	1	25	34	4		9	14	134				
条	77	166	176	450	71	118	850	48	2,380				
例	24	35	67	171	34	23	251	29	845				
合	278	2	412	849	80		435	68	2,171				
大阪府	91	1	161	300	22		126	42	783				
市	355	168	588	1,299	151	118	1,285	116	4,551				
計	115	36	228	471	56	23	377	71	1,628				

(注) 1 政令市とは、水質汚濁防止法の規定により政令で事務委任されている8市をいう。  
 2 規制欄は、有害物質及び平均50m<sup>3</sup>/日以上の排出水を排出する工場・事業場数である。



(昭和51年3月31日現在)

業種	水城		大和川下流		泉州上水源		泉州一般		泉州臨海		合計	
	大阪府 委任市	村	大阪府 委任市	計	大阪府 委任市	計	大阪府 委任市	計	大阪府 委任市	計	大阪府 委任市	計
食料品製造業	2	2	2	2	1	1	3	3	2	2	1	3
繊維製品製造業	2	2	2	2	3	3	67	35	34	104	101	
木材・木製品製造業								1	1	1	1	
パルプ・紙・炭加工品製造業								4	4	1	5	
出版・印刷業												
化学工業					1	1	9	9	10	10	7	7
石油製品又は石炭製品製造業												
ゴム製品製造業												
皮革業												
窯業・土石製品製造業												
鉄鋼業	1	1	1	1	1	1	22	3	3	25	25	4
非鉄金属製造業	1	1	1	2				6	6	6		
金属製品製造業	6	6	2	8	1	1	5	4	13	19	17	2
機械器具製造業	5	5	1	6			1	1	2	3	3	
製造業一般												
ガス供給業												
家畜飼養施設	1	1	1	1			1	1	1	1	1	
洗たく業	1	1	1	1								
自動式洗車施設												
旅館業			1	1			7	6	1	1	8	7
試験・研究機関	2	2	2	2			3	3	2	5	5	
し尿処理施設	1	1	9	10	7	7	7	36	36	12	12	50
その他	1	1	1	1			1	1	1	2	2	2
合計	23	23	14	37	13	12	13	12	156	154	95	93
									253	247	20	20
									29	29	49	49
									506	491	503	494
									1,009	985	1,009	985



(昭和51年3月31日現在)

業種	水城		大和川下流				泉州上水源				泉州一般				泉州臨海				合計									
	府・委任市		大阪府		委任市		大阪府		委任市		大阪府		委任市		大阪府		委任市		大阪府		委任市		合計					
	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制	規 制 出 制					
食料品製造業	5	17	22	12	62	54	116											195	3	225	410	3						
繊維製品製造業	1		1	2	59	26	85											73		32	105							
木材・木製品製造業					1	1	1											1	1	2	4	2	4					
印刷・印刷業				1	1		1															2						
化学工業	1	1	3	4	3	1	5	8	2	3	1	5	8	2	3	3	3	23	7	35	2	58	9					
石油製品又は石炭製品製造業																						1	1					
ゴム製品製造業																												
皮革業	1	1	1	1																		4	2					
窯業・土石製品製造業	1	3	4	9	20	3	7	2	27	5	5	6	11	94	6	44	2	94	6	44	2	138	8					
鉄鋼	1			3	79	2	1	80	2	4	4	95	8	45	140	8												
非鉄金属製造業		1	1		1	2	3	1	1	1	1	2	1	20	6	18	1	2	20	6	18	1	38	7				
金属製品製造業	9	5	1	14	13	3	19	9	32	12	4	114	47	226	116	340	163											
機械器具製造業	3	10	10	10	10	10	52	47	2	54	47	1	81	62	23	3	104	81	62	23	3	104	65					
製造業一般					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	4	3	7	4					
ガス供給業																												
家畜飼養施設	4	5	9	11	10	41	51											84	1	90	174	1						
洗たく業	1	9	10	2	52	28	80											95		200	295							
自動式洗車施設	3	8	11	5	43	36	79											195	28	196	391	28						
旅館業	2	2	2	15	163	69	232	1										295		186	481							
試験・研究機関	1	1	2	1	12	4	12	6	24	10								43	16	29	14	72	30					
し尿処理施設	2	2	4	3	31	28	11	43	39	2	2	1	3	83	77	67	48	150	150	125								
下水処理場施設	1	1	1	1	2	2	2	4	4	1	1	1	2	9	9	27	27	36	36									
その他					2	2	2											19	7	11	30	7						
合計	33	9	59	6	92	15	74	11	74	11	606	90	317	31	923	121	12	5	22	3	34	8	1,529	238	1,467	221	2,967	509





(昭和51年3月31日現在)

業種	水城		大和川下流				泉州上水源				泉州一般				泉州臨海				合計							
	府・委任市		大阪府		委任市		大阪府		委任市		大阪府		委任市		大阪府		委任市		大阪府		委任市		合計			
	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制	届出	規制		
食料品製造業	9	2	1		13	1		1	1	1	1	1	1	1	2	56	13	53	13	109	26					
繊維製品製造業			27		34	3	2	1	36	4					62	3	3	2	65	5						
木材・木製品製造業	2	1									9	1	2	2	11	3	21	2	8	6	29	8				
パルプ・紙・鞆加工品製造業																1					1					
出版・印刷業																3	1				3	1				
化学工業	2	1	3				4	6		2	2	2	4	2	50	13	60	16	110	29						
石油製品又は石炭製品製造業																7	1	3	10	1						
ゴム製品製造業							1	1								5	3	2	7	5						
皮革業																										
窯業・土石製品製造業							4	1	1	5	1	2	1		2	1	22	4	16	4	38	8				
鉄鋼業	1						17		17							20	1	1	21	1						
非鉄金属製造業																										
金属製品製造業							3	1	4	1	1	2	3	3	10	2	12	2	22	4						
機械器具製造業	1						1	1							2	2	2	6	4	12	6					
製造業一般															1	1	1	25	6	51	15					
ガス供給業																										
家庭用施設							2		5							13		3	16							
その他							2	2	16	3	4	4	4	4	17	9	33	7	50	16						
産業廃棄物処理施設							5	5	5	1	2	3	18	14	32											
その他							1	1	1		1	1	1	1	3	1	10	5	13	6						
合計	15	2	7	2	22	4	31	31	86	7	23	2	109	9	16	4	17	10	33	14	345	66	252	68	597	134

### 第3 取締り指導状況

府並びに規制権限を委任している大阪市ほか7市において、昭和50年度には延 6,440 工場に対し立入検査を実施し、排水の採取、処理施設の維持管理、排水基準の遵守についての指導等を行った(表3-3-8)。

立入検査結果で排水基準に適合しないおそれのある17工場に対し、水質汚濁防止法第13条の規定により改善命令を発令し、汚水処理施設等を改善させた。

表3-3-8 立入検査状況

府 市	立 入 工 場 数									改 善 命 令 工 場 数										
	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
淀川	198						130		182	510								1	1	
神崎川	上流	92						2		94										
	下流	235	29			80	119	242		705	1									1
寝屋川	846	118		890					352	30	2,236	1		5 (1)			5 (2)			11 (3)
大阪市内河川		125									125	2								2
大和川	上流	595		1							596	1								1
	下流	161	1	38							200									
泉州	上水源	65									65									
	一般	631		755							1,386		1							1
	臨海	194		329							523									
合計	3,017	273	1,123	890	80	119	374	352	212	6,440	2	3	1	5 (1)			5 (2)	1	17 (3)	

(注) 1 立入工場数は延工場数である。

2 改善命令工場数の( )は併せて一時停止命令を発した工場数で内数である。

## 第2節 水質汚濁負荷量削減計画の推進

環境管理計画においては、生物化学的酸素要求量（BOD）等の有機性汚濁物質、亜鉛、銅等の重金属類のほか、窒素、リン等の未規制物質についても目標水質を定めている。

これらの目標を達成するためには、産業排水のみならず、生活排水をも含めた総合的な対策が必要であるが、当面、産業排水に係るこれらの汚濁負荷量の削減を図るため、水質汚濁負荷量削減計画を推進することとしている。

### 第1 有機性汚濁物質（BOD、COD等）の削減計画

瀬戸内海法に基づく産業排水に係るCOD負荷量の削減目標並びに環境管理計画の昭和51年度中間削減目標達成のために改正した上乗せ排水基準は、排水処理の難易度等を考慮して、昭和50年11月（第1期）、昭和51年5月（第2期）及び昭和51年11月（第3期）からそれぞれ適用することとし、段階的に削減を図ることとしている。この計画を推進するに当たり、公共用水域に直接放流する工場・事業場の削減負荷量の94%を占める排水量200<sup>m</sup>³/日以上以上の444工場・事業場を重点指導対象とした産業排水に係るCOD汚濁負荷量削減実施計画を定め、大阪市等政令委任市と協力して、汚濁負荷量の削減を図っている。

上乗せ排水基準の第1期の適用時期の削減量については、ほぼ予定通り削減が進んでいる。

なお、適用時期別の削減予定汚濁負荷量は、表3-3-9のとおりである。

表3-3-9 産業排水に係るCOD汚濁負荷量年次別削減計画

区 分	負 荷 量	備 考
昭和47年度排出負荷量	151.29 <sup>トン/日</sup>	環境庁試算は149トン/日
昭和51年度推定排出負荷量	158.42	工業用水総計の延び等を勘案して推定した。
削減汚濁負荷量	昭和50年11月	削減率17.6%
	昭和51年5月	削減率7.9%
	昭和51年11月	削減率29.0%
	計	削減率54.5%
昭和51年度目標排出負荷量	71.94	環境庁割当て負荷量は74トン/日

## 第2 基礎調査・研究の実施

### 1 窒素及びリンに関する調査

環境管理計画においては、大阪湾における窒素、リンの目標水質を定め、昭和56年度までに達成することとしている。この目標を達成するための基礎調査として、昭和49年度において、窒素、リンの発生源別実態調査を実施したが、昭和50年度においては、この調査結果をもとに工場・事業場からの発生工程のは握並びに処理技術の現状についての調査を行った。

### 2 排水量の連続測定機器に関する調査

工場・事業場ごとに汚濁負荷量の許容限度を示す総量規制の導入に対処するため、工場・事業場排水等を正確には握する必要があるため、工場・事業場の排水口実態調査及び現在実用化されている測定方法、測定機器についての調査を実施した。

### 3 ポリビニルアルコール等難分解性物質の処理の実用化に関する研究

水質汚濁負荷量削減計画を技術面から推進するために、繊維工業等で使用されているポリビニルアルコール等難分解性物質の処理の実用化に関する研究を大阪大学に委託した。研究成果としては、高濃度活性汚濁処理法を用いることにより、ポリビニルアルコール等難分解性物質の処理は可能であり、既存処理施設の改造及び組合せを検討すれば、経済的にも十分活用することができるの見通しがあった。

### 4 その他の調査

昭和50年度については、環境庁の委託により、次のような調査を実施した。これらの調査結果は、今後の水質汚濁対策の基礎資料として活用することとなる。

#### (1) 瀬戸内海汚濁調査及び栄養塩類収支変動調査

瀬戸内海の水質汚濁及び赤潮発生のメカニズム解明を目的とする調査の一環として、瀬戸内海関係府県市と協力して、窒素・リン栄養塩類を主体とした調査を実施した。

#### (2) 河川水質汚濁調査

淀川の水質汚濁のメカニズムを解明し、総合的な水質汚濁防止対策を図るための基礎資料とする目的で、淀川上流府県と協力して流達時間を考慮した水質調査を実施した。

### (3) 底質環境調査

水銀等による底質の汚染状況をは握して、環境浄化対策に必要な基礎資料とするため、大和川水域及び堺泉北海域で水銀等の底質環境調査を実施した。

### (4) 化学物質環境追跡調査

未規制の有機化合物等の環境中における汚染状態をは握することにより、化学物質による環境汚染の未然防止のための基礎資料とする目的で、淀川について有機塩素系溶剤、有機リン化合物等の調査を実施した。

## 第3節 公共用水域の監視

水質汚濁防止法第16条及び府公害防止条例第59条の規定に基づき、府下の主要80河川 110地点及び大阪湾海域18地点に調査地点を設定し、河川についてはシアン、カドミウム等健康項目を含む30項目及び海域については健康項目を含む28項目を、毎月、定期的に監視した。

なお、大阪湾海域18地点の調査地点のうち、9地点については17項目の底質調査も併せて実施した。

また、水質審議会の答申（昭和51年2月21日「水質汚濁防止法第16条の規定による公共用水域の測定計画について（昭和51年2月21日諮問）」に係る答申）に基づき、主要河川の調査地点を前年度より3地点増加し、また、富栄養化の主因とされている窒素、リン関係の調査項目、測定回数を増強した昭和51年度の公共用水域の水質測定計画を定めた。

この測定計画の概要は表3-3-10のとおりである。

表3-3-10 公共用水域の水質測定計画（昭和51年度）

(1) 測定地点数及び測定機関

河川・海域	区分	測定			機関				合計	
		大阪府	近畿地方建設局	大阪市	堺市	市東	大阪市	高槻市		枚方市
淀川水域	基準点		8							8
	準基準点						3		3	6
	計		8				3		3	14
神崎川水域	基準点	7	3							10
	準基準点	10								10
	計	17	3							20
寝屋川水域	基準点	5		1						6
	準基準点	3		2						8
	計	8		3						14
大阪市内河川水域	基準点			10						10
	準基準点			2						2
	計			12						12
大和川水域	基準点	1	5							6
	準基準点	4			2					6
	計	5	5		2					12
泉州諸河川水域	基準点	9			1					10
	準基準点	23			8					31
	計	32			9					41
大阪湾海域	基準点	12								12
	準基準点	6								6
	計	18								18
合計	基準点	34	16	11	1					62
	準基準点	46		4	10	3	3		3	69
	計	80	16	15	11	3	3		3	131

(2) 測定回数

	河				川				海				域		
	区分	生活環境項目 その他の項目	健康項目		特殊項目	区分	生活環境項目 その他の項目	健康項目		特殊項目	健康項目		特殊項目		
			健康項目A	健康項目B				健康項目A	健康項目B						
基準点 (通年測定点)	A-1	年12回 (毎月)	年2回 (8月、翌年 2月)	年2回 ただし、総窒素、 総リンは年4回	S-1	年12回 (毎月)	年2回 ただし、大腸菌群 数は除く。 (毎月)	年2回 (8月、翌年 2月)	年2回 (8月)	年2回 (8月、翌年2月)	年1回 (8月)	年1回 (8月)	年2回 (8月、翌年2月)		
	A-2	年12回 ただし、大腸菌群 数は除く。 (毎月)	(8月、翌年2月、 11月、翌年2月)	ただし、総窒素、総 リンは5月、8月、 11月、翌年2月)	S-2	年12回 (毎月)	年12回 ただし、大腸菌群 数は除く。 (毎月)	年12回 (毎月)	年12回 (毎月)	年12回 (毎月)	年12回 (毎月)	年12回 (毎月)	年12回 (毎月)	年12回 (毎月)	
基準点 (一般測定点)	B-1	年4回 (5月、8月、11月 翌年2月)	年1回 (8月)	年1回 ただし、総窒素、 総リンは、年2回	S-4	年4回 (5月、8月、 11月、翌年2 月)	年4回 ただし、大腸菌群 数は除く。 (5月、8月、11月、 翌年2月)	年4回 (8月)	年4回 (8月)	年4回 (8月)	年1回 (8月)	年1回 (8月)	年1回 (8月)	年1回 (8月)	
	B-2	年4回 ただし、大腸菌群 数は除く。 (5月、8月、11月 翌年2月)	年1回 (8月、ただし、総 窒素、総リンは8月、 翌年2月)	(8月、ただし、総 窒素、総リンは8月、 翌年2月)	底質測定	年4回 (5月、8月、11月 翌年2月)	年4回 ただし、大腸菌群 数は除く。 (5月、8月、11月、 翌年2月)	年4回 (8月)	年4回 (8月)	年4回 (8月)	年1回 (8月)	年1回 (8月)	年1回 (8月)	年1回 (8月)	年1回 (8月)
通日測定点		年1回以上(各1回 について2時間おき 13回採水分析する。)													
底質測定															



(3) 河川測定計画

水域	河川	測 定 地 点	測 定 地 点 の 区 分	測 定 機 関	備 考	
淀川	淀川	ヨ一1 枚方大橋流心	A一1 (通日測定地点)	近畿地方建設局	BHC、アンチモンを年2回(8月、翌年2月)行う。	
		ヨ一2 枚方大橋左岸	A一1			
		ヨ一3 枚方大橋右岸				
		ヨ一4 鳥飼大橋流心				
		ヨ一5 鳥飼大橋左岸				
		ヨ一6 鳥飼大橋右岸				
		ヨ一7 国鉄赤川鉄橋				
		ヨ一8 伝法大橋				
	船橋川	淀川合流直前		B一1		枚方市
	穂谷川	淀川合流直前	高槻市			
	松尾川	淀川合流直前	枚方市			
	天野川	淀川合流直前	高槻市			
	芥川	ヨ一13 塚脇橋	B一2			高槻市
		ヨ一14 淀川合流直前				
神崎川	神崎川	カ一1 小松橋	A一2 (通日測定地点)	大阪府	BHC、アンチモンを年2回(8月、翌年2月)行う。	
		カ一2 新三国橋	B一2			
		カ一3 神崎橋	A一2			
		カ一4 千船橋				
		カ一5 辰巳橋				
		カ一6 桑原橋				
	カ一7 千蔵橋					
	安威川	カ一8 宮鳥橋				A一2
		カ一9 新京阪橋	A一2 (通日測定地点)			
		茨木川	B一1			
		大正川	B一2			
		山田川				

水域	河川	測定地点	測定地点の区分	測定機関	備考	
神崎川	正雀川	カ-13 安威川合流直前橋	B-2	大阪府	BHC、アンチモンを年2回(8月、翌年2月)行う。	
		カ-14 銀橋	A-1			
		猪名川	カ-15 軍行橋	A-1 (通日測定地点)		近畿地方建設局
			カ-16 利倉橋	A-2		
	箕面川	カ-17 箕面市取水口				
		カ-18 猪名川合流直前	B-1			
	余野川	カ-19 猪名川合流直前				
		カ-20 猪名川合流直前	B-2			
	寝屋川	ネ-1 清水橋				大阪府
		ネ-2 萱島橋	A-2			
		ネ-3 住道大橋				
		ネ-4 今津橋	A-2 (通日測定地点)			
		ネ-5 京橋	A-2			
	恩智川	ネ-6 福栄橋下流100m	B-2			
ネ-7 大東新橋		A-2				
川	古川	ネ-8 徳栄橋		東大阪市		
		ネ-9 第二寝屋川合流直前	B-2			
	玉串川	ネ-10 新金吾郎橋				
		ネ-11 第二寝屋川合流直前				
	平野川分水路	ネ-12 天王田大橋				
平野川	ネ-13 南弁天橋	B-2 ただし、観測項目Aは年4回(4月、8月、10月、翌年2月)、観測項目Bは、年2回(8月、翌年2月)行う。				
	ネ-14 城宮泉橋					
大阪市内河川	大島川	オ-1 桜宮橋		大阪市		
		オ-2 天神橋	A-2 ただし、観測項目Aは年6回(4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月)、観測項目Bは、年2回(8月、翌年2月)行う。			
	土佐堀川	オ-3 天神橋				
		オ-4 大黒橋				

大阪市	正蓮寺川	オ-5	北港大橋	ただし、調整項目Aは年6回(4月、6月、8月、10月、12月)、A-2(翌年2月)実施項目Bは、年2回(8月、翌年2月)行う。	大阪府 近畿地方建設局	BHC、アンチモンを年2回(8月、翌年2月)行う。	
市内	六軒家川	オ-6	春日出橋	ただし、調整項目Aは年6回(4月、6月、8月、10月、12月)、A-2(翌年2月)実施項目Bは、年2回(8月、翌年2月)行う。			
内河川	安治川	オ-7	天保山渡				
	尻無川	オ-8	福崎渡跡				
	木津川	オ-9	千本松渡				
	木津川	オ-10	船町渡				
	住吉川	オ-11	住之江大橋				
	東横堀川	オ-12	本町橋				
		ヤ-1	国豊橋				A-1
		ヤ-2	河内橋				A-1(通日測定地点)
大和川	大和川	ヤ-3	浅香新取水口		A-1	BHC、アンチモンを年2回(8月、翌年2月)行う。	
		ヤ-4	遠里小野橋	大阪府 近畿地方建設局	BHC、アンチモンを年2回(8月、翌年2月)行う。		
石川		ヤ-5	高橋				
		ヤ-6	石川橋				
千早川		ヤ-7	石川合流直前				
東除川		ヤ-8	大和川合流直前				
今井戸川		ヤ-9	大和川合流直前				
		ヤ-10	狭山池合流直前				
西除川		ヤ-11	狭山池流出端				
		ヤ-12	大和川合流直前				
泉州	内川放水路	セ-1	古川橋			B-2	大阪府 堺市
	内川	セ-2	堅川橋	A-2(通日測定地点)			
	石津川	セ-3	石津川橋	B-2			
諸河川	石百濟川	セ-4	高入橋	A-2			
	津百舌鳥川	セ-5	北条橋	B-2			
	和田川	セ-6	小野々井橋	B-2			
	甲斐田川	セ-7	和田川合流直前	B-2			

水域	河川	測定地点	測定地点の区分	測定機関	備考			
水城	泉	七-8 陶器川	B-2	堺市				
		七-9 妙見川						
		七-10 王子川						
		七-11 新川						
		七-12 高津取水口						
		七-13 大津川						
		七-14 牛滝川						
		七-15 松尾川						
		七-16 横尾川						
		七-17 父鬼川						
		七-18 東横尾川						
	州	七-19 春木川	A-2	大阪府				
		七-20 津田川						
		七-21 近木川						
		七-22 近木川						
		七-23 紀谷川						
		七-24 見出川						
		七-25 佐野川						
		七-26 雨山川						
		七-27 住吉川						
		七-28 尻川						
		七-29 榎井川						
	諸	七-30 榎井川	A-2	大阪府				
		七-31 新家川						
		七-32 里川						
		七-8 百年橋				A-2	大阪府	
		七-9 見の井橋						
		七-10 王子川橋						
		七-11 河口水門						
		七-12 高津取水口橋						
		七-13 大津川橋						
		七-14 高橋						
七-15 新緑田橋								
七-16 阪和橋								
七-17 神田橋								
河	七-18 東桑橋	B-1	大阪府					
	七-19 春木橋							
	七-20 昭代橋							
	七-21 厄除橋							
	七-22 近木川橋							
	七-23 通天橋							
	七-24 見出橋							
	七-25 昭平橋							
	七-26 佐野川合流直前							
	七-27 向井田橋							
川	七-28 国道26号陸橋	B-2	大阪府					
	七-29 兔田橋							
	七-30 榎井大橋							
	七-31 明治小橋							
	七-32 河口水門							
	河				七-8 百年橋	A-2	大阪府	
					七-9 見の井橋			
					七-10 王子川橋			
					七-11 河口水門			
					七-12 高津取水口橋			
七-13 大津川橋								
七-14 高橋								
七-15 新緑田橋								
七-16 阪和橋								
七-17 神田橋								
川	七-18 東桑橋	B-1	大阪府					
	七-19 春木橋							
	七-20 昭代橋							
	七-21 厄除橋							
	七-22 近木川橋							
	七-23 通天橋							
	七-24 見出橋							
	七-25 昭平橋							
	七-26 佐野川合流直前							
	七-27 向井田橋							
川	七-28 国道26号陸橋	B-2	大阪府					
	七-29 兔田橋							
	七-30 榎井大橋							
	七-31 明治小橋							
	七-32 河口水門							
	川				七-8 百年橋	A-2	大阪府	
					七-9 見の井橋			
					七-10 王子川橋			
					七-11 河口水門			
					七-12 高津取水口橋			
七-13 大津川橋								
七-14 高橋								
七-15 新緑田橋								
七-16 阪和橋								
七-17 神田橋								
川	七-18 東桑橋	B-1	大阪府					
	七-19 春木橋							
	七-20 昭代橋							
	七-21 厄除橋							
	七-22 近木川橋							
	七-23 通天橋							
	七-24 見出橋							
	七-25 昭平橋							
	七-26 佐野川合流直前							
	七-27 向井田橋							
川	七-28 国道26号陸橋	B-2	大阪府					
	七-29 兔田橋							
	七-30 榎井大橋							
	七-31 明治小橋							
	七-32 河口水門							
	川				七-8 百年橋	A-2	大阪府	
					七-9 見の井橋			
					七-10 王子川橋			
					七-11 河口水門			
					七-12 高津取水口橋			
七-13 大津川橋								
七-14 高橋								
七-15 新緑田橋								
七-16 阪和橋								
七-17 神田橋								
川	七-18 東桑橋	B-1	大阪府					
	七-19 春木橋							
	七-20 昭代橋							
	七-21 厄除橋							
	七-22 近木川橋							
	七-23 通天橋							
	七-24 見出橋							
	七-25 昭平橋							
	七-26 佐野川合流直前							
	七-27 向井田橋							
川	七-28 国道26号陸橋	B-2	大阪府					
	七-29 兔田橋							
	七-30 榎井大橋							
	七-31 明治小橋							
	七-32 河口水門							
	川				七-8 百年橋	A-2	大阪府	
					七-9 見の井橋			
					七-10 王子川橋			
					七-11 河口水門			
					七-12 高津取水口橋			
七-13 大津川橋								
七-14 高橋								
七-15 新緑田橋								
七-16 阪和橋								
七-17 神田橋								
川	七-18 東桑橋	B-1	大阪府					
	七-19 春木橋							
	七-20 昭代橋							
	七-21 厄除橋							
	七-22 近木川橋							
	七-23 通天橋							
	七-24 見出橋							
	七-25 昭平橋							
	七-26 佐野川合流直前							
	七-27 向井田橋							
川	七-28 国道26号陸橋	B-2	大阪府					
	七-29 兔田橋							
	七-30 榎井大橋							
	七-31 明治小橋							
	七-32 河口水門							
	川				七-8 百年橋	A-2	大阪府	
					七-9 見の井橋			
					七-10 王子川橋			
					七-11 河口水門			
					七-12 高津取水口橋			
七-13 大津川橋								
七-14 高橋								
七-15 新緑田橋								
七-16 阪和橋								
七-17 神田橋								
川	七-18 東桑橋	B-1	大阪府					
	七-19 春木橋							
	七-20 昭代橋							
	七-21 厄除橋							
	七-22 近木川橋							
	七-23 通天橋							
	七-24 見出橋							
	七-25 昭平橋							
	七-26 佐野川合流直前							
	七-27 向井田橋							
川	七-28 国道26号陸橋	B-2	大阪府					
	七-29 兔田橋							
	七-30 榎井大橋							
	七-31 明治小橋							
	七-32 河口水門							

泉州諸河川	男里川	七-33	男里川橋	A-1	大阪府
	金熊寺川	七-34	男里橋	B-1	
	菟砥川	七-35	西打合橋		
	山中川	七-36	東打合橋	B-2	
	茶屋川	七-37	新茶屋川橋		
	番川	七-38	田身輪橋	B-1	
	大川	七-39	昭南橋	A-1	
	東川	七-40	一軒屋橋	B-1	
	西川	七-41	こうや橋		

(4) 海域測定計画

水域	測定地点	測定地点の位置		測定地点の区分	測定機関	備考
		東経	北緯			
大阪湾	C-3	135° 23' 15"	34° 37' 46"	S-1 底質測定	大阪府	
	C-4	135° 23' 42"	34° 33' 30"			
	C-5	135° 21' 48"	34° 29' 30"			
	B-3	135° 21' 06"	34° 35' 00"	S-2		
	B-4	135° 21' 18"	34° 31' 36"	S-2 底質測定		
	B-5	135° 19' 00"	34° 27' 48"			
	A-2	135° 18' 24"	34° 31' 42"			
	A-3	135° 17' 24"	34° 25' 48"	S-3 底質測定		
	A-6	135° 14' 30"	34° 28' 18"	S-3		
	A-7	135° 13' 00"	34° 22' 24"	S-3 底質測定		
	A-10	135° 10' 30"	34° 25' 24"			
A-11	135° 06' 48"	34° 20' 18"				
C-7	尾崎港内		S-4			
C-8	淡輪港内					
C-9	深日港内					
M-1	神崎川河口中央		底質測定			
M-2	淀川河口中央					
M-3	大和川河口中央					

## 第4節 瀬戸内海環境保全対策等に関する関係府縣市との協議

大阪湾を含む瀬戸内海の環境を保全するためには、沿岸関係府縣市が一致協力して瀬戸内海に流入する河川及び海域の水質汚濁の防止に努めなければならない。

このため、府では瀬戸内海沿岸関係府県・市その他府域の主要河川流域関係市町村と、次のような会議をもって主要な対策について協議を続けている。

### (1) 瀬戸内海環境保全知事・市長会議

昭和46年7月に発足した瀬戸内海沿岸11府県3市（大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、大阪市、神戸市、北九州市）で構成する「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」において、毎年、瀬戸内海の環境保全対策について協議を重ねてきた。昭和50年度においては、第5回瀬戸内海環境保全知事・市長会議（7月24日東京で開催）において、①赤潮防止対策の早期確立、②油汚染防止対策の確立、③下水道整備に対する特別措置、④瀬戸内海環境保全法（仮称）の制定等について協議のうえ、国に対して必要な措置をとるよう要望を行った。

### (2) 大阪湾海水汚濁対策協議会

昭和47年11月、大阪湾沿岸3府県15市7町で構成する大阪湾海水汚濁対策協議会が発足し、以来、毎年、大阪湾の水質汚濁対策についての協議を重ねてきたが、昭和50年度においては、第4回大阪湾海水汚濁対策協議会（9月4日大阪市で開催）において、①大阪湾へ流入する河川からの汚濁総量の広域的削減方策の確立、②富栄養化の主因子であるリン、窒素の緊急な削減措置、③河川、海浜、港湾内の清掃活動の強化と大型清掃船の配備、④原油等流出事故防止措置等について協議を行った。

### (3) 淀川等の水質汚濁対策連絡協議会

府域の主要河川である淀川、神崎川、大和川並びに大阪港の水質汚濁を防止するため、流域関係機関により、それぞれ淀川水質汚濁防止連絡協議会、神崎川水質汚濁対策連絡協議会及び大和川水質汚濁防止連絡協議会並びに大阪港海水汚濁防止対策協議会を組織し、相互に連絡調整を図りながら、水質汚濁対策についての協議を行った。

## 第5節 水質汚濁防止等に係る事業の実施

### 第1 下水道整備事業等

#### 1 流域下水道

多くの市町村の市街地が隣接し、連たんしている地域においては、市町村ごとに下水道を整備するよりは、河川の流域を単位として市町村の境界にとらわれず広域的に下水道を整備することが合理的かつ経済的である。

本府においては、このような考えに基づいて昭和40年度から流域下水道事業を推進してきた。

昭和50年度においては、寝屋川北部流域、寝屋川南部流域、猪名川流域、安威川流域、淀川右岸流域、淀川左岸流域、大和川下流流域及び南大阪湾岸流域の8流域において流域下水道事業（総額169億9,400万円）を実施した（表3-3-11）。

#### 2 公共下水道

市街地から排出される汚水や雨水を完全に排除し、家庭し尿を水洗処理するためには、家庭下水を下水道に排出させ、終末処理場において処理する必要がある。

昭和50年度においては、大阪市ほか25市4町1組合及び府企業局で総額576億9,450万円（うち府補助金26億6,146万400円）で公共下水道事業が実施された。

昭和50年度末の下水道整備状況（行政区域内人口に対する比率）は、府下全域で50.2%であるが、大阪市（94.1%）を除けば27.9%である。また、終末処理場での処理が可能な区域は、更にその普及率が低くなり、府下全域で48.7%、大阪市（94.1%）を除けば25.7%にとどまっている（図3-3-1）。

#### 3 都市下水路、特定公共下水道

市街化の傾向が比較的著しくない地域において雨水を排除する必要がある場合には、都市下水路が設置され、主として工場排水を排除する場合には、特定公共下水道が設置される。

昭和50年度においては、高槻市ほか14市1組合において総額20億6,820万円（うち府補助金2億2,320万円）で26水路について都市下水路整備事業が実施され、また、東大阪市において総額4億2,000万円（うち府補助金9,333万3,000円）で特定公共下水道事業が実施された。

表3-3-11

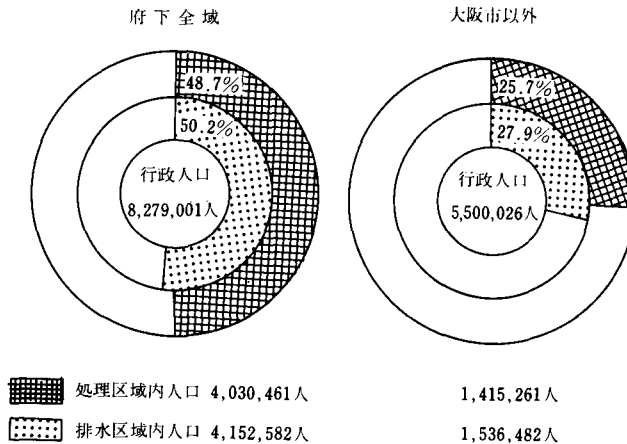
## 流域下水道事業全体計画

(昭和51年3月末現在)

区分	流域		寝屋川南部流域 (保縣除く)	嵯峨川流域	安威川流域	淀川右岸流域	淀川左岸流域	大和川下流域	南大阪湾流域	合計
	寝屋川北部流域	寝屋川南部流域								
全体	区域面積(ha)	9,081	4,497	6,466	5,483	18,517	5,838	23,000	79,524	
	処理人口(万人)	83	110	65	61	56	69.2	103	678.6	
計画	事業管渠延長(km)	56.1	66.9	29.7	30.3	98.4	21.6	94.0	417.2	
	事業ポンプ場(カ所)	8	10	—	4	1	1	6	5	
昭和50年度	処理場(カ所)	1	1	1	1	3	1	3	3	
	事業管渠延長(km)	31.0	20.3	19.1	10.9	2.7	0.4	0.3	86.0	
50年度	事業ポンプ場(カ所)	5(うち一部)	7(うち一部)	—	4(うち一部)	0	0	0	0	
	事業処理場(カ所)	1(うち一部)	1(うち一部)	1(うち一部)	1(うち一部)	1(うち一部)	1(うち一部)	1(うち一部)	10(うち一部)	
年度	事業費(億円)	約271	約293	約105	約175	約36	約17	約3	約949	
	処理能力(t/日)	88,500	171,000	104,400	40,000	17,000	0	0	430,900	
現況	処理人口(人)	300,000	570,000	174,000	90,000	53,000	0	0	1,220,000	
	関係市町村	大阪府、東大阪府、枚方市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市	大阪市、東大阪市、八尾市、相模原市、藤井寺市	豊中市、池田市、箕面市、東能勢村	箕面市、吹田市、茨木市、高槻市	茨木市、高槻市、島本町	枚方市、交野市	大阪府、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、忠岡町、熊取町、田尻町、阪南町、岬町	堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	31市10町1村
備考	昭和38年度から調査	昭和39年度から調査	昭和40年度から調査	昭和41年度から調査	昭和41年度から調査	昭和41年度から調査	昭和45年度から調査	昭和45年度から調査		
	昭和40年度から事業実施中	昭和41年度から事業実施中	昭和41年度から事業実施中(公共下水道として昭和39年度から実施)	昭和42年度から事業実施中	昭和45年度から事業実施中(公共下水道として昭和42年度から実施)	昭和46年度から事業実施中	昭和46年度から事業実施中	昭和48年度から事業実施中		



図 3-3-1 下水道整備状況（昭和50年度末）



第2 その他の関連事業

1 都市河川浄化事業及び河川環境整備事業

河床に沈でんした汚でいは、河川の水質を悪化させるととも硫化水素ガス等による悪臭の発生原因となっている。このため、昭和50年度において神崎川、堂島川の汚でい約9万8,300m<sup>3</sup>をしゅんせつしたほか、府下の各河川で約7万6,000m<sup>3</sup>の汚でいのしゅんせつを行った。

また、不法投棄等により河川の堤防敷地内に堆積し、又は水面に浮遊するじんかい等の清掃を実施するとともに、河川パトロールを強化して、汚物、じんかい等の不法投棄の取締りを行った。

更に、府民に公德心の高揚を呼びかけるため、河川敷への不法投棄の防止の立札を87カ所に設置したほか、河川愛護精神の啓発用ポスター（7,000枚）の配付等を行った。

2 港湾の浄化事業

堺泉北港における船舶から排出される油、ごみ及び河川から流入するごみ等を総合的に処理する施設として堺泉北港船舶廃油処理場を堺第7-3区埋立地内に設置している。その施設運営並びに油回収船、清掃船の運営については、社団法人大阪府清港会に委託しており、その実施状況は表3-3-11のとおりである。

表3-3-11 港湾浄化事業実施状況

(1) 廃油処理実績

区 分	水 バ ラ ス ト	ビ ル ジ	濃 縮 ビ ル ジ
隻 数	—	71	20
処理量 (m <sup>3</sup> )	—	334.56	107.28

(2) 清掃船実績

区 分	北泊地	西泊地	南泊地	浜 泊 寺 地	浜 水 寺 路	大 泊 津 地	大 津 南 地	防 堤 波 外	そ の 他	合 計
出 動 回 数	77	53	66	26	8	22	19	—	—	271
回収数量 (m <sup>3</sup> )	675	263	248	78	3	43	57	—	—	1,365

3 浄水場の排水処理施設

水質汚濁防止対策の一環として、庭窪、村野、大庭及び三島（一部）の各浄水場における沈でん汚での処理を実施しており、昭和50年度においては、主に三島浄水場の排水処理施設の建設に努めたが、一部、昭和51年度へ繰り越した。